尾鷲市電気自動車等購入費補助金交付規則

　（趣旨）

第１条　この規則は、本市における電気自動車等の普及を促進し、脱炭素社会の推進及び温室効果ガスの排出削減を図るため、電気自動車等を購入する者に対し、予算の範囲内で電気自動車等購入費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

　（定義）

第２条　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、次の各号に掲げるものとする。

(１)　電気自動車等　電気自動車又は燃料電池自動車をいう。

(２)　電気自動車　搭載された電池によって駆動される電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない検査済自動車（道路運送車両法（昭和２６年法律第１８５号。以下「法」という。）第６０条第１項に規定する自動車検査証（以下「自動車検査証」という。）の交付を受けた法第２条第２項に規定する自動車（以下「自動車」という。）をいう。

　(３)　燃料電池自動車　搭載された燃料電池によって駆動する電動機を原動機とし、内燃機関を併用しない検査済自動車をいう。

(４)　新車　法第７条第１項の規定による新規登録を受ける自動車をいう。

(５)　ＣＥＶ補助金　経済産業大臣が定めるクリーンエネルギー自動車導入促進補助金をいう。

（補助の対象となる車両）

第３条　補助の対象となる車両（以下「補助対象車両」という。）は、初度登録された日において、ＣＥＶ補助金の交付規定に基づき、一般社団法人次世代自動車振興センターが実施する補助金交付事業の「電気自動車」、「燃料電池自動車」の区分の車両とする。ただし、超小型モビリティ、ミニカー及び側車付二輪自動車・原動機付自転車を除くものとする。

　（補助対象者及び補助要件）

第４条　補助金の交付対象者は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす者とする。

(１)　市内に住所を有する個人または法人。

(２)　市税等を滞納していない者であること。

(３)　自動車検査証に記載された使用の本拠の位置が市内であること。

(４)　自動車検査証に記載された所有者であり、かつ、使用者であること。ただし、割賦払いにより購入し、車両の所有者と使用者が異なる場合は、この限りでない。

２　市長は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす者に対して、補助金を交付する。

(１)　新車として購入したものであり、中古車、新古車又はリース契約でないこと。

(２)　法第７条第１項の規定による新規登録を受けていない、電気自動車等を新車で購入し、当該年度の４月１日から翌年２月１日までに初度登録された車両であること。

(３)　ＣＥＶ補助金の交付を受けていること。

(４)　販売及び貸与を目的とした購入ではないこと。

(５)　過去に当該補助金の交付を受けていないこと。

(６)　尾鷲市暴力団排除条例（平成２３年尾鷲市条例第２号）第２条に規定する暴力団又は暴力団員等でないこと。

　（補助金の額等）

第５条　補助金の額は、電気自動車等１台につき１００，０００円とする。

　（補助金の交付申請及び請求）

第６条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、尾鷲市電気自動車等購入費補助金交付申請書兼請求書（様式第１号）に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(１)　補助対象車両の自動車検査証及び登録事項等証明書の写し

(２)　補助対象車両の購入代金の領収書の写し（割賦払の場合は、当該割賦払に係る契約書等の写し）

(３)　ＣＥＶ補助金の交付額確定通知書等の写し

(４)　申請者の本人確認書類、法人にあっては当該法人の登記事項証明書

(５)　市税等に係る納税証明書（現在に至るまで尾鷲市に未納が無いことの証明）

(６)　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

２　前項に規定する申請書の提出期限は、当該年度の２月末日（その日が土曜日、日曜日又は休日にあたるときは、その日前においてその日に最も近い土曜日、日曜日又は休日でない日）までとする。

（補助金の交付決定）

第７条　市長は、前条に規定する申請書が提出されたときは、速やかにその内容等を審査し、補助金の交付を決定したときは、尾鷲市電気自動車等購入費補助金交付決定通知書（様式第２号）により、申請者に通知するものとする。

２　市長は、補助金を交付することが不適当と認められたときは、尾鷲市電気自動車等購入費補助金不交付決定通知書（様式第３号）により、その理由を付して申請者に通知するものとする。

　（決定の取消し等）

第８条　市長は、前条第１項の規定による交付決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該補助金の交付決定を取り消すことができる。

(１)　偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(２)　交付決定者から文書で申請の取下げがあったとき。

(３)　その他この規則の規定に違反したと市長が認めるとき。

２　市長は、前項の規定による取消しをしたときは、速やかに尾鷲市電気自動車等購入費補助金交付決定取消通知書（様式第４号）により当該申請者に通知する。

３　市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、当該交付決定者にその返還を命ずることができる。

（補助対象車両の譲渡又は販売の禁止）

第９条　交付決定者は、本補助金の交付対象となった電気自動車等をその初度登録日から別表に定める期間（以下「財産処分制限期間」という。）内に処分（補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、売却し、交換し、使用の本拠を市外へ変更し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供することをいう。）してはならない。

（財産処分等の制限）

第１０条　交付決定者は、補助対象車両を４年以内に処分をしようとするときは、あらかじめ尾鷲市電気自動車等購入費補助金処分承認申請書（様式第５号）を市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の規定により尾鷲市電気自動車等購入費補助金処分承認申請書の提出があったときは、補助金相当額の返還を求めることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、この限りでない。

(１)　購入した車両が天災等により走行不能となり、抹消処分した場合。

(２)　購入した車両が過失の無い事故により走行不能となり抹消処分した場合。

(３)　その他市長が特に認めた場合。

３　市長は、前項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、当該財産処分等を承認すべきと認めたときは、尾鷲市電気自動車等購入費補助金処分承認通知書（様式第６号）により、交付決定者に通知するものとする。

４　第２項で規定する返還金の額は、処分する補助対象車両に係る補助金の額に処分制限期間に対する残存年数の割合を乗じて得た額とする。

（調査協力）

第１１条　交付決定者は、市が実施する電気自動車等の普及促進に関する調査等があった場合は協力するものとする。

２　市長は、必要があると認めるときは、交付決定者に対し、補助事業により取得した電気自動車等の保有に関する調査等を行うことができる。

　（その他）

第１２条　この規則に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この規則は、令和６年１０月１日から施行する。

別表（第９条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 区　分 | 処分制限期間 |
| 電気自動車、燃料電池自動車 | ４年 |